ロシア軍のウクライナからの撤退と平和の実現を求める決議 上記の議案を提出する。

令和4年3月14日

提出者

11番 落 合 勝 利

6番 宮代 一利

12番 内 山 さとこ

18番 与 座 武

19番 小美濃 安 弘

20番 橋 本 しげき

22番 山 本 ひとみ

24番 西園寺 みきこ

武蔵野市議会議長 土屋 美恵子 殿

ロシア軍のウクライナからの撤退と平和の実現を求める決議

今般のロシアが軍事侵攻によってウクライナの主権を脅かす行為は、武力 行使を禁ずる国際法の深刻な違反であり、国連憲章に反する暴挙である。

国際社会の度重なる自制の求めにもかかわらず、ロシアが侵略行為を継続し、子どもを含む一般市民の犠牲と戦火を拡大している事態は、法の支配に基づく国際秩序から完全に逸脱しており、断じて容認できるものではない。

さらには、核兵器による威嚇、原子力発電所への攻撃という全世界を震撼させる事態にも及んでおり、被爆国日本として、また原子力発電所事故による放射能被害を受けた国民として断固非難する。

日本国憲法が掲げる平和主義のもと、日本政府は、国際社会と連携し、経済的制裁のみならず、ウクライナの人たちの生命と暮らしを守るため、難民救済をはじめ人道支援に率先して取り組むべきである。

よって、武蔵野市議会は、ロシア軍のウクライナからの即時撤退と速やかな平和の実現を強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月日

武蔵野市議会